

知ってる？共済Q&A



共済ってなに？

今年4月に奈良県A市に就職し、共済組合に加入することになりました。共済組合はどのような事業を行っているのでしょうか。



医療・年金・福祉がワンセット

自営業者などを対象とする国民健康保険と国民年金は、それぞれが異なる組織が担当しています。また、福祉事業（健診や保養所の運営など）も自治体ごとに違います。

一方、共済組合では医療・年金・福祉がワンセットになっており、これにより組織と事業の効率化を図り、組合員とその家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を目指すことができます。

共済組合は、主に次の3つの事業を行っています。

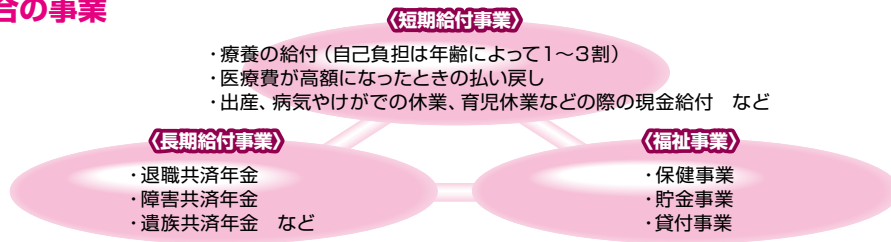
- ①短期給付事業 地域や企業の医療保険に相当す

るもので、病気やけが、出産・育児、休業、災害、死亡などの際に医療の給付や現金の給付を行います。

- ②長期給付事業 年金事業です。ご質問の方の場合、65歳から国民年金(基礎年金)に合わせて共済年金を受けとることができます。障害共済年金や遺族共済年金もあります。

- ③福祉事業 健診や人間ドックを受けたり、保養所を利用することができます。結婚や出産の費用、車や住宅の購入費の貸付制度や貯金制度もあります。

共済組合の事業



常勤職員は全員組合員

地方公共団体の常勤職員は、職員となったその日から自動的に共済組合の組合員の資格を得ます。常勤的非常勤職員も、一定の条件を満たせば組合員になることができます。

新たに組合員になった方には、「組合員証等」が交付されます。組合員証等は組合員とその被扶養者の資格を証明する重要なもので、保険医療機関を受診するとき

などに必要となります。大切にあつまい、紛失したり破損したらすぐ届け出てください。また、結婚、出産、就職などで被扶養者が異動したときも、すみやかに届け出ましょう。

共済組合の事業は、組合員の「掛金」と地方公共団体の「負担金」によって運営されています。各種事業の掛金と負担金の割合は、ほとんどが折半負担(各1/2)です。

【訂正とお詫び】

前月号(平成21年1月号)に掲載いたしました「知ってる?共済Q&A」の記事の内容の中で誤りがございました。次のように訂正し、深くお詫び申し上げます。

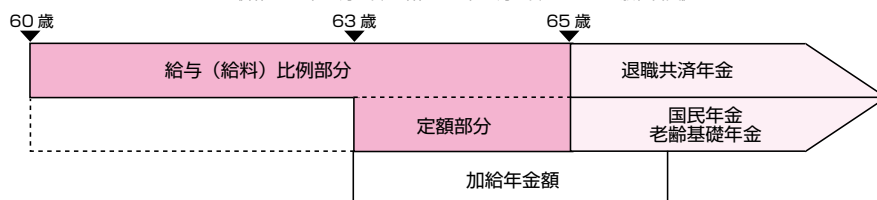
Q&A設定年齢の変更

【誤】62歳(昭和21年7月生まれ)→【正】63歳(昭和20年11月生まれ)

記事の趣旨は、特例による退職共済年金で定額部分の支給を受けている方が、65歳に到達し、当該定額部分が、老齢基礎年金へ切り替わった場合の受給額がどのようになるかを問うた内容でした。

退職共済年金は、支給要件を満たしていれば、生年月日に応じた年齢で受けることができますが(「特例による退職共済年金」)、Q&Aの62歳(昭和21年7月生まれ)では、支給開始年齢の段階的引上げにより、退職共済年金の給与(給料)の比例部分しか受給しておらず、定額部分の受給年齢(63歳)に到達していないこととなります。(下図参照)

《昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの一般組合員》



なお、計算式結果の変更はありません。